

# 特記仕様書

業 務 名：令和6・7年度街路樹維持管理業務委託(那覇西地区)

業 務 場 所：那覇西地区

履 行 期 間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(目的)

第1条 街路樹の剪定・除草等による維持管理を行い、道路交通の安全確保及び都市の環境美化を図る。

(適用)

第2条 本特記仕様書は、「令和6・7年度街路樹維持管理業務委託(那覇西地区)」に適用する。

(業務数量)

第3条 別紙数量総括表を参照

(業務内容)

第4条 本業務は、「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」に合わせて工程表を調整し、工程表に基づき、監督員と現場代理人の協議により実施するものとする。毎月の初めに出来高を書類にまとめ、監督員に報告すること。

2. 施工場所が街路であるため、通行人、通行車両等に危険のないように安全面には特に注意し、付近住民の協力を得て苦情のないようにすること。
3. 本業務は、街路植栽の街路樹美化業務であり、その点に留意し、受注者は現場を巡回パトロールし緊急及び台風災害時にも対応できるような体制をつくり、発注者との協議又は指示に基づき業務を実施し、発注者に報告すること。
4. 監督員が必要とする際は、2班体制がとれるような体制とすること。
5. 剪定の前に「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」に基づき剪定計画書を作成し、発注者と協議した上で、剪定タイプを決定する。その後、剪定すること。

(主任技術者及び現場代理人)

第5条 主任技術者は、業務に関する各種工法・規則に精通し、技術的専門知識・経験及び次のいずれかの資格を有していること。

- ・1級造園施工管理技士 ・2級造園施工管理技士
2. 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置すること。
  3. 主任技術者と現場代理人は兼ねることができる。

(実働日)

第6条 本業務は通常、土日、祝日を除いた平日(8:30~17:30)とする

が、協議の上、別に定めることができる。なお、監督職員の指示や緊急の必要が生じた場合は、この限りでない。

(提出書類)

第7条 受注者は、契約書、契約約款に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに下記資料を提出しなければならない。

- (1) 着手届・・・・・・・・・・・・・・・・・・着手日
- (2) 現場代理人及び主任技術者届・・・・・・・・・・契約後7日以内  
(資格証明書、実務経験証明書、経歴書及び雇用関係証明書の添付)
- (3) 工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (4) 職務分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (5) 緊急連絡表・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (6) 法定外労災補償(建設共済等)契約書の写し・・契約後7日以内
- (7) 請負業者賠償責任保険契約書の写し・・・・・・・・契約後7日以内
- (8) 労働保険証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (9) 産業廃棄物収集運搬業の許可の写し・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (10) 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後14日以内
- (11) 使用材料承諾願・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後14日以内
- (12) 業務日報、業務週報、業務月報・・・・・・・・・・随時
- (13) 剪定計画書
- (14) 写真管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・随時  
各ブロック別に施工前、施工中、施工後の現場写真を工種毎にアルバムに整理して提出する。
- (15) 使用材料数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・随時
- (16) 完了届・・・・・・・・・・・・・・・・・・完了時
- (17) 完了図書一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・完了時
- (18) 引渡書及び請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・完了検査合格後
- (19) その他監督員が提出を必要とするもの

(道路使用許可)

第8条 受注者は、作業前に道路交通法第77条により所轄の警察署から道路使用許可を受けて作業を行う。

(報告事項)

第9条 業務があった週の業務内容について、写真(着手前後、作業状況等)その他必要資料を付し、メール等により翌週実働日までに報告するものとする。  
2. 前項の報告と併せ、報告する週の業務内容予定について、報告すること。

(安全管理)

第10条 作業中は作業員や関係車両等の事故防止のため、安全帽、標識、工事看板、安全チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、事故防止対策を図ること。なお、作業中は、通行人及び付近住民へ支障のないようにすること。  
2. 現場監督員が交通誘導員を必要とする路線については、配置すること。  
3. 剪定された枝等は、早急にかたづけ、利用者の迷惑にならないようにすること。また、トラック等による発生材の運搬にあたっては、過積載のないようにし、適

正な剪定枝等の処理処分を行うこと。

4. 発生材等の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合は、ただちに清掃復旧すること。

(作業方法)

第 11 条 高木剪定は、「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」に従って剪定を行うこと。その他の樹木は台風対策及び自然樹形の保持のため、枝抜きをしながら剪定を行い、徒長枝、立枝、逆枝、ひこばえ等の樹形を整えながら仕上げを行うこと。なお、剪定後は切口を腐敗させないように、殺菌剤またはペンキ等を塗布して切口を保護すること。

2. 各路線毎の樹木の種類及び数について調査確認し、高木の種類、生育状況を把握したうえで、年間剪定計画を策定すること。(確認事項：高木は種類と本数、生育状況調査)
3. 今後、樹木の枝折れ等が予測され、それを事前に防止するため、剪定にあたっては、樹木の腐食状況等を目視により調査し、異常がある場合は監督員に報告し、指示を受けること。
4. 事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない(クレーン等安全規則第七十二条)。
5. 作業を行う前に、関係者(沿線住民等)に事前に周知すること(チラシ等)。  
※上記の作業方法について、受注者は「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」と「沖縄県道路植栽樹木等維持管理マニュアル」を参考にして具体的に業務計画書に記載する。

(剪定枝葉等の処分)

第 12 条 処分に関しては再資源化施設への搬入とし、監督員と協議の上、運搬経路図・「産業廃棄物処分業許可証」等の必要書類の提出をすること。

(保険)

第 13 条 受注者は、作業にあたり業務期間中は下記の保険に加入しなければならない。

- (1) . 法定外労災補償(建設共済等)  
補償限度額 1名につき 2,000 万円以上
- (2) . 請負業者賠償責任保険  
補償限度額(対人) 1名につき 5,000 万円以上、1災害につき 1 億円以上  
補償限度額(対物) 1災害につき 1,000 万円以上、免責金額 10 万円以下  
被保険者は発注者、受注業者、下請業者を含む。

(部分払い)

第 14 条 委託期間中の出来高分について、既済部分検査を行い、その都度支払いをすることができる。(那覇市契約規則第 42 条第 3 項の規定回数の範囲内)

(支柱撤去)

第 15 条 支柱を撤去した際は、自社で保管し、業務完了後もしくは受注者が必要としたとき道路管理課の指定する場所へ納めること。

(リサイクル製品の利用)

第 16 条 資材等についてリサイクル製品を優先使用すること。

(委託の検査)

第 17 条 受注者は、業務が完了したときは那覇市業務委託契約約款（街路樹）第 14 条に基づく検査を受けなければならない。

2. 受注者は、検査にあたり以下の書類を作成し、業務完了時に監督員に 1 部提出するものとする。

(1) 委託契約書（写）

(2) 実施工程表

(3) 業務月報

(ア) 業務進捗状況

(イ) 実施工程表

(ウ) 出来高数量総括表

(エ) 出来高数量内訳書

(オ) 数量計算書

(カ) 業務写真

(キ) 処分伝票及び集計表

(ク) 交通誘導員伝票

(ケ) 業務日誌

(4) 材料伝票

(5) 各種申請書及び許可証

(6) 剪定計画書

(7) 業務打合せ簿

(8) 安全訓練等の記録

(9) 電子成果品（(ア～カ) を PDF にまとめ CD-R で提出）

(10) その他監督員が必要と認めた書類

3. 受注者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第 18 条 請負者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

2. 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

3. 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

4. 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第 19 条 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。

2. 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

3. 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

4. 受注者はその旨、全ての当該業務委託等関連者に周知しなければならない。

(その他)

第 20 条 この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して、定めるものとする。なお、受注者は、路線数の増加、業務内訳数量の変更に関しては、発注者の指示に従うものとする。